

## 牛群検定 Web システム利用規約（2020 年 4 月 1 日時点版）

### 第 1 条 総則

1. 牛群検定 Web システム利用規約（以下、「本規約」という。）は、公益社団法人北海道酪農検定検査協会（以下、「協会」という。）が運営する牛群検定 Web システムおよび牛群検定 Web システム DL（以下、両システムを合わせて「本システム」という。）を乳牛検定組合連合会、乳牛検定組合並びに当該組合所属の検定農家以外の利用者（以下、「利用者」という。）が利用する際の利用条件を定めるものである。
2. 協会は、本規約に基づき利用登録および利用料金の徴収等を行う。
3. 協会は、利用者への予告なく、本規約を改正できるものとする。

### 第 2 条 提供内容

1. 本システムでは、利用者が同意を得た検定農家（以下、「同意済農家」という。）に関する牛群検定情報および牛群検定情報を効率的に活用するための機能を提供する。
2. 協会は、利用者に対し事前に通知することなく本システムの内容を変更することができる。

### 第 3 条 利用申請

1. 利用者が、本システムの利用を希望する場合は、本規約における所定の方法により申し込みを行うこととする。
2. 第 1 項に基づく申し込みの受領後、協会は、利用者が本システムへログインするための ID（以下、「ID」という。）およびログインに必要となるパスワード（以下、「パスワード」という。）を発行し、所定の方法により利用者に通知する。
3. 利用者は、協会から ID およびパスワードが発行された時点から、直ちに本システムを利用できる。
4. 協会は、以下の項目のいずれかに該当する場合、第 1 項による申し込みを無効とし、利用者による本システムの利用を取り消すことができる。
  - (1) 利用者が虚偽の事実を申告したとき
  - (2) 利用者が本規約に違反するおそれがあることが明らかとなるとき
  - (3) 過去に利用者が本規約に違反したことがあるとき

- (4) 本システムにより得られた情報を、検定農家または協会等に不利益をもたらす用途で使用する可能性があるとき
- (5) その他協会が利用者による利用が不適切であると判断したとき

#### 第4条 ID種別および料金（別紙1記載事項）

1. 利用者は、同意済農家の数に合わせていずれかのID種別を選択し、ID種別に応じた料金を協会に支払うこととする。
2. ID種別の選択は、本システム利用の申し込み時に利用者において行う。
3. 無料ID以外のID種別については、利用開始日より3ヶ月間は無料で利用できるものとする。なお、無料期間経過後、継続して利用する場合、利用者は第6条により当該年度の残り月数分を支払うこととする。
4. 無料IDの該当可否については、協会が判断を行うこととし、協会は必要に応じて利用者に証明書類等の提出を求めることができる。
5. 無料IDの申告に虚偽があったと判断された場合は、協会は直ちに当該IDの利用を無期限停止とし、無料IDに該当しないと判断される月の利用料について、遡って利用者に請求できるものとする。
6. 無料ID利用者が、無料IDの条件に合致しない検定農家の成績を同時に利用する場合は、当該農家に関する利用料のみ第1項および第2項に従い協会に支払うこととする。また、当該農家数の変更に係る手続きおよび料金については第7項から第10項に従う。
7. ID種別の内、利用可能な検定農家の上限が定められているID種別について、利用する検定農家数が各ID種別の利用可能な同意済農家の上限を超える場合は、ID種別の変更を行わなければならない。
8. ID種別を変更する場合は、利用者は所定の様式により協会に申請を行うこととする。なお、年度途中でのID種別の変更は、現在のID種別よりも利用可能な同意済農家の上限が多いID種別への変更のみ可能とし、現在のID種別よりも利用可能な同意済農家の上限が少ないID種別への変更は、次年度からの変更のみ可能とする。
9. 第8項により年度途中でID種別の変更を行った場合は、利用者の当該年度におけるID種別は変更後のID種別となり、変更後のID種別の利用料について当該年度の開始に遡っ

て適用する。

10. 第 8 項により年度途中で ID 種別の変更を行った場合は、協会は当該年度の利用料の差額（変更後 ID 種別の年額利用料 - 変更前 ID 種別の年額利用料）および変更手数料として 1,000 円を利用者に請求する。

#### **第 5 条 ID の取り扱い**

1. ID の有効期限は当該年度の 3 月 31 日までとし、次年度の 4 月 1 日以降も利用を継続する場合は、次年度利用料の支払いを行うこととする。なお、無料 ID に該当する利用者については、所定の様式による利用継続手続きが必要となる。

2. 利用者は協会より発行された ID を、第三者へ譲渡、貸与またはその他の処分を行ってはならない。

3. ID またはパスワードが外部に漏洩した可能性がある場合、利用者は直ちに協会にその旨を伝達しなければならない。

#### **第 6 条 利用料の支払い**

1. 利用者は以下の各号のいずれかの方法に従い、ID 種別および利用月数に応じた利用料金を支払うものとする。

##### **(1) 指定口座への振り込みによる支払方法**

協会が発行する請求書に記載されている指定口座へ振り込みを行うこと。なお、協会が振込依頼人名から ID を特定できないと判断した場合は、振込依頼人名の前に ID を付与して振り込みを行うよう指示することがある。

##### **(2) その他協会が指定する支払方法**

2. 第 1 項 1 号の報告を怠った場合は、利用者の支払い有無の確認に時間を要する、または確認できないことがあるため、このことにより利用者が本システムの利用に支障を来した場合でも、協会は責任を負わないこととする。

3. 支払いは年単位での支払いとし、年度末に次年度の一年分の利用料を支払うものとする。ただし、年度途中からの利用については、3 ヶ月の無料期間を除いた当該年度内の利用月数の利用料金を、無料期間終了後翌月の月末までの間に支払うこととする。

#### **第 7 条 サービスの利用と免責事項**

1. 利用者は、本規約、本システムの操作マニュアルおよび協会の指示に従い本システムを

利用するものとする。

2. 利用者は、すべて利用者側の責任において本システムを利用するものとし、本システムの利用により生じたトラブル・損害等については、協会は一切の責任を負わないものとする。
3. 本システムで利用できる情報は牛群検定で集積された情報であり、誤りがあった場合は都度修正されるため、当該検定成績に誤りがないことを保証するものではない。

#### **第 8 条 登録情報の変更**

1. 利用者は、申し込み時または利用継続申請時に協会に対して提供した情報に変更があった場合、所定の方法により速やかにその旨を協会に通知すること。

#### **第 9 条 利用登録の解除**

1. 利用者が本システムの利用登録の解除を希望する場合、または利用している同意済農家の一部を解除したい場合は、所定の様式により協会に申請を行うこととする。
2. 同意済農家より登録解除の希望があった場合、利用者は第 1 項により直ちに協会に申請を行うこととする。
3. 協会は第 1 項による申請を受理した後、利用者の ID について、申請のあった同意済農家の利用登録を解除する。なお、全戸の利用登録を解除した場合は、ID の停止手続きを取るとともに、次年度の請求は行わない。
4. 第 1 項により年度途中で利用を終了した場合でも、協会は支払い済の当該年度利用料の差額返還等を行わない。
5. 同意済農家より協会に登録解除の希望があった場合、協会は利用者に通知することなく該当同意済農家の利用登録を解除することがある。
6. 利用者が利用する同意済農家がすべて除籍になった場合は、当該年度末をもって ID の停止手続きを実施し、次年度の請求を行わないこととする。

#### **第 10 条 利用者への通知**

1. 協会からの利用者に対する通知は、本システム上での掲示、電子メールおよび FAX 等により行うこととする。

2. 第1項に基づく本システム上での掲示の場合は、協会が本システム上に掲載した時をもって、当該通知を行ったものとみなす。

3. 第1項に基づく電子メールおよびFAXによる通知の場合は、利用者が登録した電子メールアドレスおよびFAX番号に対して、協会が電子メールおよびFAXを送信した時をもって、当該通知を行ったものとみなす。

### **第11条 サービスの停止**

1. 協会は、利用料金の支払いを遅延した利用者に対し、本システムの利用を停止することができる。

2. 協会は、以下の各号に該当する場合、本システムの一部または全部の提供を中断または停止できるものとする。

- (1) 本システムのシステム仕様を変更する場合
- (2) 本システムに用いる設備の保守または工事を実施する場合
- (3) その他、本システムの運営上、必要と判断される場合
- (4) 天災、停電ならびにその他不可抗力な事項によりシステムが稼働できない場合

3. 第1項および第2項に基づく中断または停止により利用者に発生したいかなる損害についても協会は責任を負わないこととする。

### **第12条 禁止事項**

1. 利用者は、以下の各号に該当する行為をしないものとする。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 検定農家、乳牛検定組合および協会の権利を侵害する行為
- (3) 協会による本システムの運営に支障を与える行為
- (4) 協会への虚偽の申告
- (5) 第三者の不利益となる行為
- (6) 法令もしくは公序良俗に違反する行為
- (7) その他協会が不適切と判断する行為

2. 利用者が、第1項に違反した場合は、協会は利用者の事前の承諾を得ることなく本システムの利用を停止することができるものとし、これにより発生したいかなる損害についても協会は責任を負わないこととする。

### **第 13 条 規定外事項の協議義務**

本規約に定めのない事項および本規約に関する疑義が発生した場合には、利用者と協会との間で双方が誠意を持って協議し、解決するものとする。

#### **付則**

1. 本規約は 2015 年 10 月 19 日から施行する。
2. 2019 年 1 月 1 日改正
3. 2020 年 4 月 1 日改正

(別紙 1)

## 牛群検定 Web システムでの ID 種別について

牛群検定 Web システムに係る ID 種別については、以下のとおりとします。

1. 5 ID

利用可能な検定農家の上限 5 戸。利用料金は月額 1,000 円 (税抜)

2. 10 ID

利用可能な検定農家の上限 10 戸。利用料金は月額 1,800 円 (税抜)

3. 20 ID

利用可能な検定農家の上限 20 戸。利用料金は月額 3,500 円 (税抜)

4. 50 ID

利用可能な検定農家の上限 50 戸。利用料金は月額 8,000 円 (税抜)

5. 100 ID

利用可能な検定農家の上限 100 戸。利用料金は月額 15,000 円 (税抜)

6. 無制限 ID

利用可能な検定農家の上限なし。利用料金は月額 50,000 円 (税抜)

7. 無料 ID

利用可能な検定農家の上限なし。利用料金は無料。ただし、次のいずれかに該当する非営利目的の利用者のみが利用できます。

(A) 公的な機関 (農業改良普及センター・役場等) が利用する場合

(B) 乳牛検定組合と同地区の農業協同組合・地区農業協同組合連合会が利用する場合

- ・当該乳牛検定組合に所属する検定農家の成績を利用する場合に限る
- ・非該当の検定農家を含む場合は第 4 条 6 項に基づき利用料の支払いが必要

(C) 検定農家を構成員として組織される団体 (TMR センター等)

- ・当該団体を構成する検定農家の成績を利用する場合に限る
- ・非該当の検定農家を含む場合は第 4 条 6 項に基づき利用料の支払いが必要

なお、研究目的での利用に関しては別途協議を行った上で個別に利用料を定めることとします。